

『障害者総合支援法』による

障害福祉サービスについて



豊中市福祉部障害福祉課

令和6年2月版

もくじ

1. 障害福祉サービスの仕組み	1
2. サービス利用の流れ	3
3. サービス内容について	4
4. サービスの利用者負担について(自立支援給付)	10
5. 地域生活支援事業について	12
(1) 移動支援事業	13
(2) 日中一時支援事業	15
(3) 訪問入浴介助サービス事業	16
(4) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	17
(5) サービスの利用者負担について(地域生活支援事業・地域生活支援促進事業)	
(6) 重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業	18
(7) 重度障害者等就労支援特別事業	19
6. その他のサービスについて	20
7. 障害福祉サービスの申請窓口	21

障害福祉サービスは「障害者総合支援法(※)」にもとづいて提供されます。
「障害者総合支援法」とは、地域社会における共生の実現に向けて、
障害福祉サービスの充実や、障害のある方の日常生活や社会生活を
総合的に支援していくためにつくられた法律です。

(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

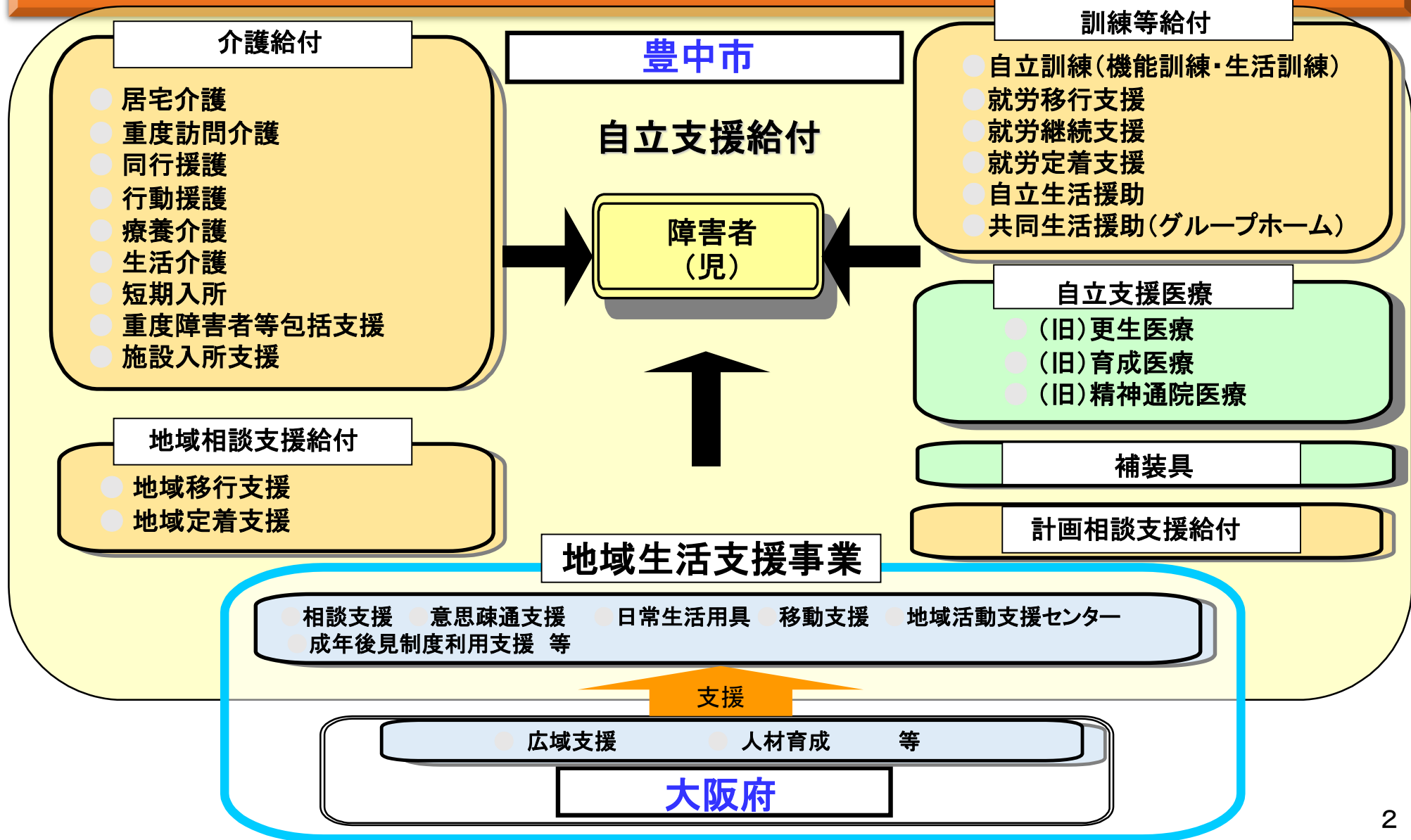
1、障害福祉サービスの仕組み

障害福祉サービスは大きく、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市区町村が
地域の実情に合わせて実施する「地域生活支援事業」の2つに分かれています。

また、「自立支援給付」は、日常生活で必要な介護の支援を受ける「介護給付」と、
自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を身につける支援を受ける
「訓練等給付」に分かれています。

その他、サービス等利用計画やモニタリングの支援をする「計画相談支援給付」や、
地域生活への移行や定着を支援する「地域相談支援給付」があります。

障害福祉サービスの仕組み



2、サービス利用の流れ

1 相談・申請

2 調 査

3 審査・認定

4 サービス等利用計画案の作成依頼

5 支給決定

6 サービス等利用計画作成

7 サービス利用開始

8 モニタリング

※障害者で介護給付費等の場合

市や指定特定相談支援事業者にサービス利用についてご相談いただき、市にサービスの申請をします。

市に申請すると生活や障害の状況についての面接調査を行うため、認定調査員が聞き取り調査に伺います。

調査の結果をもとに、コンピューター判定（一次判定）が行われます。その後、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、「障害支援区分」が決まります。

* 障害支援区分とは・・・障害の特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。非該当、区分1～6まで分けられています。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります

障害支援区分をもとに、指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼します。相談支援専門員は、サービスの利用を希望する方の意向や状況に合わせたサービス等利用計画案を作成します。
※セルフプラン、介護保険ケアプランの場合あり

計画案をもとに利用できるサービスの量と1か月あたりの支払いの限度額が決定され、「受給者証」が交付されます。

※ 市の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して 審査請求することができます。その際には、利用者または関係者の方から意見等を聴取することがあります。

支給決定後、指定特定相談支援事業所は、サービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

利用者は指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。また、サービスを提供した事業者に対して介護給付費等が市から支払われます。

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に応じたサービス等利用計画の見直しが行われます。

3、サービス内容について(自立支援給付)

訪問系サービス

サービスの種類		サービス内容	対象者について	
介護給付	自宅での暮らしを支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上の障害者(児) (ただし、通院等介助《身体介護あり》の場合は、区分2以上に該当しており、かつ一定の要件を満たす方) ※1) 児童の利用の場合、一定の要件があります。P9参照。	
		重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助 ・外出時における移動中の介護などの総合的な介護を行います。 ※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・区分4以上であって、二肢以上に麻痺等があり一定の条件を満たす重度の肢体不自由者等 ・区分4以上であって、一定の条件を満たす重度の知的障害者または重度の精神障害者
		重度障害者等包括支援	訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護等)等を組み合わせて、包括的な支援を行います。	区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方。類型を含めて要件有り。

サービスの種類		サービス内容	対象者について
介護給付	外出の支援	同行援護	視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報提供(代読・代筆を含む。)や援護、外出する際の必要な援助を行います。 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者(児)。 ※同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。 ※1) 児童の利用の場合、一定の要件があります。P9参照。
		行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を行います。 障害支援区分3以上であって、一定の要件を満たす知的障害者(児)または精神障害者(児)。 ※1) 児童の利用の場合、一定の要件があります。P9参照。
	介護者の支援	短期入所(ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行います。 ○福祉型(障害者支援施設等において実施) 区分1以上の障害者(児) ○医療型(病院等において実施) 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方、区分5以上の進行性筋萎縮症患者又は重症心身障害児者等
訓練等給付(区分は問わない)。 基本的に18歳以上が対象)	自立や就労の支援	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、一定期間、企業や自宅への訪問による面談および必要な支援をします。 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労した障害者等で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている方。
		自立生活援助	施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者等に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、生活や健康、近所付き合いなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安がある方等。

日中活動系サービス

サービスの種類		サービス内容	対象者について
介護給付	昼間の活動の支援	生活介護	常に介護が必要な方に、障害者支援施設などの施設(事業所)で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
			①区分3 (障害者支援施設等に入所する場合は区分4) 以上である方 ②年齢が50歳以上の場合は、区分2 (障害者支援施設等に入所する場合は区分3) 以上である方 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている区分6の方 ②区分5以上の進行性筋萎縮症患者又は重症心身障害者など

訓練系・就労系サービス

サービスの種類		サービス内容	対象者について
訓練等給付(区分は問わない) 基本的に18歳以上が対象	自立や就労の支援	自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定期間の訓練が必要な方。
		自立訓練(生活訓練)	
		宿泊型自立訓練	
		就労移行支援	
		地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定期間の訓練が必要な方。 一般就労等を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる 65歳未満の方又は65歳以上の方。 ※2) 65歳以上の利用の場合、一定の要件があります。P9参照。	

サービスの種類		サービス内容	対象者について
訓練等給付(区分は問わない) 基本的に18歳以上が対象)	自立や就労の支援	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要な知識や能力向上のための訓練をします。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	一般企業での就労が困難で、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の方又は65歳以上の方。具体的には次の通り。 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③企業を離職したなど就労経験のある方で、現に雇用関係がない方 ※2) 65歳以上の方の利用の場合、一定の要件があります。P9参照。
	就労継続支援A型		一般企業での就労が困難な方。具体的には次の通り。 ① 就労経験があるが、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 ② 50歳に達している方又は障害基礎年金1級を受給している方 ③ ①及び②のいずれにも該当しない方であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている方 ④ 障害者支援施設に入所する方については市が利用の組み合わせの必要性を認めた方
	就労継続支援B型		

居住系サービス

サービスの種類		サービス内容	対象者について
介護給付	住まいの場での生活支援	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、区分4以上の方(50歳以上の場合は、区分3以上) ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は通所によって訓練を受けることが困難な方
訓練等給付		共同生活援助(グループホーム)	障害のある方(身体障害者にあつては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。) * 区分は問いません。基本的には18歳以上が対象。

相談支援

サービスの種類		サービス内容	対象者について
サービス等利用計画	計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスや地域相談支援の利用に関し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 ・サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者 ・障害福祉サービス(居宅)を利用するすべての障害児
	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に関し、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成、支給決定後見直しを行います。(児童福祉法)	障害児通所支援を利用するすべての障害児
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対して、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。	<ol style="list-style-type: none"> ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者
	地域定着支援	一人暮らし等で居宅生活している障害者と、常に連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の支援を行います。	<ol style="list-style-type: none"> ①居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある方 ②居宅において家族と同居している障害者であっても、家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し家族等による緊急時の支援が見込めない方

※1) 児童の居宅介護・同行援護・行動援護の支給対象基準

原則的には、育児支援の観点から家族による支援が行われることを前提とします。

ただし、以下の場合については支給対象となる場合があります。

- ① 児童に障害があり、介護者(保護者)が介護できない状態のとき。
 - ・障害児について、障害の内容、状態といった個々の特性等から、介護者による介護が困難でサービスの利用が望ましいと考えられる場合。
- ② 家庭の養育力が欠如している状態のとき。
 - ・介護者自身に障害があり、または疾病・けが、妊娠等の理由により、障害児の介護ができない。
 - ・介護者が通院している間や、兄弟姉妹を保育所へ送迎している間の障害児の介護。
 - ・障害児の兄弟姉妹が4歳未満の場合。
 - ・介護者が複数人の介護をしている場合(同居を基本とするが、別居の場合は、週4日以上の場合を同居と同様の扱いとする。)
- ③ 介護者のレスパイト(休息)が必要な状態のとき。
 - ・障害児に医療的ケアの介護を行っている場合。
 - ・介護者が1人の場合。
- ④ 介護者の就労状況については実情に応じて勘案する。
 - ・介護者が1人で、生計維持のために就労している場合。
 - ・介護者が2人いても、うち1人が働けない状況で、一方の1人が生計維持のために就労している場合。
 - ・健康な介護者が2人いる場合でも、世帯全員の生計維持のために共に就労している場合

※2) 65歳以上の就労移行支援、就労継続支援A型支給対象基準

65歳以上の方は、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援または就労継続支援A型に関わる支給決定を受けていた方に限りです。

児童福祉法によるサービス

⇒「問合せ先」 おやこ保健課保健企画係(豊中市すこやかプラザ1階)

電話:06-6858-2285

サービスの種類	サービス内容
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や学校の休業日、夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

4、サービスの利用者負担について(自立支援給付) ※地域生活支援事業は除く。

サービスを利用した時には、原則1割の利用者負担がかかります。

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められています。利用するサービスの量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。ただし、施設等を利用した場合の食費や光熱水費は、原則として実費負担になります。

区 分		上限額 (月額)	
市民税非課税	障害者・児	生活保護受給世帯	0円
	障害者・児	低所得 障害者; 本人と配偶者が市民税非課税 障害児; 保護者の属する世帯全員(18歳以上)が市民税非課税	0円
市民税課税	障害者	一般1 本人と配偶者の市民税所得割額の合計が16万円未満の人(20歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者をのぞく)	9,300円
		一般2 本人と配偶者の市民税所得割額の合計が一般1以外の人	37,200円
	障害児	一般1 世帯全員の市民税所得割額の合計が28万円未満の人	4,600円
		一般2 世帯全員の市民税所得割額の合計が一般1以外の人	37,200円

●所得を判断するときの世帯の範囲

年齢区分	世帯範囲
18歳以上の障害者 (入所する18, 19歳を除く)	本人とその配偶者
障害児 (入所する18, 19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●市民税課税者の所得割額の算出方法

所得区分の判断には市民税所得割額を使用しますが、市民税課税者のうち、「住宅借入金等特別税額控除」や「寄附金税額控除」のある方、18歳までの児童を扶養されている方については、以下の手順で所得割額を算出します。

ア 「住宅借入金等特別税額控除」及び「寄附金税額控除」

市民税所得割額(納税額として通知される額)に「住宅借入金等特別税額控除」と「寄附金税額控除」で控除されている金額を加算します。

イ 18歳までの児童の扶養控除

市民税の扶養控除では16歳未満の扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除上乘せ分は廃止されていますが、あったものとして、それに相当する額を差し引きます。

●ほかにも負担を軽減する措置があります。

■高額障害福祉サービス費

同じ世帯で同じ月に障害福祉サービスを利用する方が複数いるなどにより、それぞれの利用者負担額の合計が決められた基準額(37,200円)をこえた場合、こえた分が償還され、負担が軽減されます。

■入所施設を利用している方への補足給付

・20歳未満の施設入所者の場合

20歳未満の方の利用者負担は、保護者が子供を養育する一般の世帯で、通常必要な費用を同じくらいの負担になるように補足給付が行われます。

・20歳以上の施設入所者の場合

生活保護や低所得(市民税非課税世帯)の方は、申請により補足給付が支給され、利用者負担が軽減されます。

■通所施設などの食費負担の軽減

食費のうち、人件費相当分は給付され、食材料費のみの負担となります。

■グループホーム利用者への助成

グループホームを利用する方で、所得の低い方には、家賃の一定額が助成されます。

■高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減

居宅介護や短期入所など障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。

■災害により著しい被害を受けた場合などの利用者負担減免

収入の著しい減少や災害により著しい被害を受けたときには、障害福祉サービスの利用者負担が減免される場合があります。以下のような特別な事情に該当する場合には、ご相談ください。

・災害により著しい損害を受けたとき

・生計中心者の死亡や長期入院などにより、収入が著しく減少したとき

・生計中心者の収入が、事業の休廃止、失業などにより著しく減少したとき

・生計中心者の収入が、農作物の不作、不漁などにより著しく減少したとき

5. 地域生活支援事業について

〈主なもの〉

地域で生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

事業名	内容
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障害者・精神障害者等で、判断能力が不十分である一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するため、その費用を助成します。
・意思疎通支援事業 ・重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業	・聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う方の派遣などを行います。 ・重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院された際に、ご本人との意思疎通に熟達した方を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のために支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：訪問入浴サービス、日中一時支援 等

(1)移動支援事業(地域生活支援事業)

①移動支援サービス

◆概要

障害のある方で屋外での利用が困難な方について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

◆対象者

屋外の移動に著しい制限のある全身性障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)又は難病等患者であって、外出時に支援が必要と認められた方。

◆児童の支給対象基準

* 小学校1年生以上(6歳以上)で保護者が介護できない状態のとき。

① 児童に障害があり、介護者(保護者)が介護できない状態のとき。

・障害児について、障害の内容、状態といった個々の特性等から、保護者による介護が困難でサービスの利用が望ましいと考えられる場合。

② 家庭の養育力が欠如している状態のとき。

・介護者自身に障害があり、または疾病・けが、妊娠等の理由により、障害児の介護ができない。

・介護者が通院している間や、兄弟姉妹を保育所へ送迎している間の障害児の介護。

・障害児の弟妹が4歳未満の場合。

・介護者が複数人の介護をしている場合(同居を基本とするが、別居の場合は、週4日以上の場合を同居と同様の扱いとする。)

③ 介護者のレスパイト(休息)が必要な状態のとき。

・障害児に医療的ケアの介護を行っている場合。

・介護者が一人の場合。

④ 介護者の就労状況については実情に応じて勘案する。

・介護者が1人で、生計維持のために就労している場合。

・介護者が2人いても、うち1人が働けない状況で、一方の1人が生計維持のために就労している場合。

・健康な介護者が2人いる場合でも、世帯全員の生計維持のために共に就労している場合。

◆サービスの範囲

○対象となるサービス

・社会生活上必要不可欠な外出

(金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭、理美容等)

・社会参加又は余暇活動(各種行事の参加、レクリエーション等)

×対象外となるサービス

・通学、施設への通所等の通年かつ長期にわたる外出

・医療機関への通院

・社会通念上適当でない外出

・通勤、営業活動等の営利活動

◆利用可能上限時間

障害者:40時間/月

障害児:区分1:10時間/月 区分2:20時間/月 区分3:32時間/月 ※区分は児童短期入所単価区分

◆利用者負担

利用料の1割が利用者負担になります。

②通学支援サービス

◆概要

保護者の体調や就労等の理由により、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要支援を行います。

◆対象者

身体障害、知的障害、精神障害、難病のある児童・生徒かつ、小学校、中学校、高等学校のいずれかに在籍し、保護者の体調や就労等の理由により、付き添いが困難であると認められる場合。

◆保護者の体調や就労等の理由とは…

- ① 家庭の養育力が欠如している状態のとき。
 - ・保護者自身に障害がある、または疾病・けが、妊娠等の理由により、障害児の介護ができない。
 - ・弟妹を幼稚園や保育所へ送迎している時間帯と通学が重なる場合。
 - ・障害児の弟妹が4歳未満で、弟妹を連れて通学の付き添いができない場合。
 - ・保護者が複数人の介護をしていて、通学の付き添いができない場合。
- ② 障害児に医療的ケアがあり、常時介護が必要な場合。
- ③ 保護者が就労しており、学校の通学時間と就労時間が重なる場合。
- ④ 児童に障害があり、保護者が介護できない状態のとき。
 - ・障害の内容、状態といった個々の特性等から、保護者による介護が困難でサービスの利用が望ましいと考えられる場合。

◆支援の内容

1名の児童・生徒に1名のガイドヘルパーが付き添います。

- ・通学時の移動の介助
- ・通学前後の身の回りの世話や整理（健康チェック、着替え、荷物の整理、戸締りなど）
- ・必要なコミュニケーションの支援

◆支援の範囲

- ・自宅と学校（学校通学のバス停）間が基本です。
- ・支援の範囲は通学路等あらかじめ決められた経路のみです。
- ・移動手段は、徒歩または公共交通機関の利用となります。
車両の利用はできません。（やむを得ず、車両の利用が必要な場合は、事前にご相談ください。）

◆利用者負担

利用料の1割が利用者負担になります。

(2)日中一時支援事業(地域生活支援事業)

◆概要

介護する方の仕事や病気などにより一時的な休息が必要な障害のある方に対して、施設において排せつ、食事などの介護や見守りをを行います。

◆対象者

障害者又は障害児で、支援が必要な方。

◆実施施設(豊中市内)

- 社会福祉法人愛和会「あすなろ(日中一時)」 豊中市寺内1-1-10 TEL06-6866-4830
- 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団「日中一時支援みずほ・おおぞら」 豊中市走井3-5-35 TEL06-6848-3644

◆利用日・利用時間

各事業所にお尋ねください。

◆支給量基準

5日/月

◆利用者負担

利用時間	利用者負担
4時間未満	300円
4時間以上8時間未満	400円
8時間以上	600円

* そのほか、食費の実費負担がかかります。

(3)訪問入浴介助サービス事業(地域生活支援事業)

◆概要

身体障害者の方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

◆対象者

重度身体障害者で、次のいずれにも該当する方(18歳以上)

(当サービスにおける重度身体障害者とは、原則として下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳1・2級の方または難病の方)

- ①居宅において、家庭の浴槽を使用した入浴が困難な方。
- ②主治医が入浴について可能と認めた方。
- ③原則として、介護者の立会い又は同行が可能な方。
- ④病院等に入院していない方。
- ⑤介護保険法及び障害者総合支援法に基づく入浴介助が利用できない方。

◆支給量上限日数

10日／月(原則、週2回利用)

◆利用者負担

1回 500円

(4) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(地域生活支援促進事業)

◆概要

重度訪問介護を利用している方もしくは重度訪問介護の対象になる方に対して、修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、自宅から大学への移動と、学校内での活動にヘルパーが支援をします。

◆対象者

重度訪問介護を利用している方、もしくは重度訪問介護の対象になる方。ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- ・入学後に停学その他の処分を受けていないこと
- ・適切に単位を修得するなど学修の意欲があること

◆対象となる学校

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校で、以下の要件を満たす学校。

- ・障害のある学生の支援について協議する委員会や支援業務を行う部署・相談窓口があること
- ・大学等において、常時介護を必要とするような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること

◆支援の範囲

自宅から大学等への移動と、学校内での活動(排せつや食事等を含む)にヘルパーが支援します。ただし、大学等の支援が可能な部分については、そちらが優先になります。

◆利用者負担

利用料の1割が利用者負担になります。

(5) サービスの利用者負担上限額について

利用者負担については、負担が大きくなるように、所得に応じた負担上限月額が設けられています。

区 分		負担上限額 (月額)
市 民 税 非 課 税	生活保護受給世帯	0円
	障害者の場合;本人と配偶者が市民税非課税 障害児の場合;保護者の属する世帯全員(18歳以上)が市民税非課税	0円
市 民 税 課 税	障害者の場合;本人と配偶者が市民税課税 障害児の場合;保護者の属する世帯(18歳以上)のいずれかが市民税課税	4,000円

*なお、移動支援事業、日中一時支援事業、入浴サービス事業、重度訪問介護利用者の大学修学事業を同時に利用された場合、4つの事業を合わせた利用者負担の上限額が、月当たり4,000円になります。

(6)重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業(地域生活支援事業)

◆概要

重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が医療機関に入院された際に(精神科入院を除く)、ご本人との意思疎通に熟達した方を「コミュニケーション支援員」として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を整えることを目的に実施するものです。

◆対象者

18歳以上で次のいずれにも該当する方。

ただし、医療機関に入院された際に、院内にて重度訪問介護の利用が可能な方は重度訪問介護の利用を優先とします。

①障害支援区分認定調査項目のうち、次にあげているものについて、ア又はイに定める状態に該当しない方

ア、コミュニケーション 日常生活に支障がない状態

イ、説明の理解 理解できる状態

②豊中市から、障害福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の支給決定を受けている方

③障害福祉サービスのうち施設入所支援、療養介護を利用していない方。

④家族等の意思疎通支援者がいない方。

* 事業利用時に①～④のすべてに該当されていなくても、同等の状態にあると認められる場合は利用できる場合があります。

◆サービスの内容

医療機関へ入院した場合に、医療機関の許可を得て、コミュニケーション支援員を派遣し、ご本人と医師や看護師等との円滑な意思疎通を支援します。

◆コミュニケーション支援を行う人

日常的にご本人の支援に関わっているヘルパー、通所先の職員、相談支援専門員などご本人との意思疎通に熟達した方が支援員となります。

◆利用時間の上限

月あたり50時間以内とします。

(1日の利用回数、利用時間数に制限はありません。ただし利用できる事業所は1日1事業所のみになります。)

◆利用料

無料

(7) 重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業)

◆概要

重度の障害がある方に対する就労支援として、福祉施策と雇用施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行います。

◆対象者

次のいずれにも該当する方。

- ①豊中市から重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- ②民間企業で雇用されている方(※)、または自営業の方で、通勤や職場における支援が必要な方
- ③1週間の所定労働時間が10時間以上、または10時間以上になることが見込まれる方

※就労継続支援A型の利用者及び、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される方、その他これに準ずる方を除く。

◆サービスの内容

【民間企業にお勤めの場合】

民間企業が重度障害者等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して、職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、されに支援を必要とする場合に、障害福祉サービスと同等の支援(喀痰吸引や姿勢の調整、通勤の支援等)を行います。

【自営業の場合】

自営業者として働く方は、上記助成金の対象にならないため、本事業単独で支援を行います。

◆利用者負担

利用料の1割が利用者負担になります。

ただし、利用者本人と配偶者の所得に応じ、下記の月額が上限になります。

区分	負担上限額(月額)
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	4,000円

6、その他のサービスについて

① 施設入浴介助サービス事業

身体障害者の方を障害福祉センターひまわりに移送し、施設の特設浴槽を使用して入浴の介護を行います。

◆対象者

重度身体障害者で、次のいずれにも該当する方(18歳以上)

(当サービスにおける重度身体障害者とは、原則として下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳1・2級の方または難病の方)

- ①家庭の浴槽では入浴が困難であり、訪問入浴介助サービスの利用も困難な方。
- ②主治医が入浴及び移送について可能と認めた方。
- ③病院等に入院していない方。
- ⑤介護保険法及び障害者総合支援法に基づく入浴介助が利用できない方。

◆利用者負担 無料

◆問合せ先

障害福祉センターひまわり 管理係
TEL 06(6866)1011 FAX 06(6866)0811

② 障害者外出支援サービス

車椅子対応車を運行し、一般の交通手段を利用するのが困難な障害者の社会参加を支援します。

◆対象者

次のいずれかに該当する15歳以上65歳未満の方、6歳以上15歳未満で車椅子使用の方、65歳以上で豊中市高齢者外出支援サービス「ほのぼの号」の対象にならない方。(※原則、入院、入所中の方は利用できません。)

- ① 身体障害者手帳1・2級(下肢、体幹機能障害、視覚障害、内部障害)を所持している方。
- ② 療育手帳Aを所持している方。
- ③ 腎臓機能障害で透析治療を受けている方。

◆利用回数 4回／月まで

◆問合せ先

*事前に利用登録が必要です。

NPO法人CIL豊中 豊中市障害者自立支援センター
TEL 06(6857)3601 FAX 06(6857)3602

7. 障害福祉サービスの申請窓口

1. 障害者総合支援法による障害福祉サービス

- ①豊中市福祉部障害福祉課相談支援係(市役所第二庁舎1階)
電話(06)6858-2224

* 下記地域以外にお住まいの方。

- ②障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係(稲津町1-1-20)
電話(06)6863-7061

※稲津町、今在家町、大島町、小曾根、神州町、北条町、上津島、三和町、島江町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、庄内東町、庄内西町、庄本町、千成町、大黒町、利倉、利倉東、利倉西、野田町、服部寿町、服部本町、服部西町、服部南町、服部元町、服部豊町、浜、東寺内町、日出町、二葉町、豊南町東、豊南町西、豊南町南、穂積、三国、名神口、若竹町にお住まいの方。

※ 障害者入所支援施設をご利用の方。

2. 児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

豊中市こども未来部おやこ保健課保健企画係(豊中市すこやかプラザ(岡上の町))
電話(06)6858-2285